

小金井市民設民営学童入所申請の手引（令和6年度入所用）

当学童は野村不動産ライフ&スポーツ株式会社が小金井市からの補助を受けて運営する民設民営学童保育所です。

民設民営学童保育所について

(1)民設民営学童保育所とは

民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助金を受けて設置運営する学童保育所です。民設民営学童保育所は、職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営しておりますが、19 時以降の延長保育、送迎、食事の提供、習い事等のさまざまな独自のサービス・活動を提供していることが大きな特色です。学童保育育成料については、公設学童保育所と同様ですが、独自のサービスについては別途料金が必要となります。独自のサービス・活動の提供については、要項末尾の【民設民営学童保育所の施設紹介について】をご覧ください、詳細な内容については、以下問い合わせ先までメールにてお問い合わせください。

(2)民設民営学童保育所の利用対象児童及び入所要件

利用対象児童は、小学4年生まで受入れを行っております。ただし、低学年児童の入所が優先されます。

入所要件については、公設学童保育所と同様です。

(3)民設民営学童保育所への入所申請方法等

民設民営学童保育所への入所申請は、運営事業者へ直接行ってください。入所の選考・決定も運営事業者が行います。

(一部申請書類は公設学童保育所申請書類の写しで代用可能です。詳しくは各施設へお問い合わせください。)

(4)その他

①民設民営学童保育所の定員の空き状況が異なるため、多数申請があった場合、入所できない可能性もあることから、民設民営学童保育所と公設学童保育所の併願申請が可能です。ただし、公設学童保育所との二重在籍はできませんので、民設民営学童保育所への入所が決まった場合、公設学童保育所の取下げ手続きが別途必要となります。

(4月入所の場合は、2月中に取下げ手続きを行ってください。)

②民設民営学童保育所は、大規模化している区域を優先して整備しており、対象地域の児童の利用が優先されます。

なお、登所・降所については、徒歩による送迎を行います。

【申請手続きのお知らせとお願い】

○**令和6年度から**自営業の方は就労証明書（市の指定用紙）作成に加え、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。

(例) 登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など

○**手続きについては、郵送での受付を推奨**することとしています。

場所：〒184-0002 小金井市梶野町5-11-5 パピスプラザ 3階 メガロス東小金井学童クラブ

問い合わせ メール：megalos.higashikoganei-as@nomura-ls.jp

電話：042-382-1800 対応時間 平日 12:00-17:00

令和6年度中の入所申請受付について

受付方法	受付〆切
郵送	希望入所月の前月 20 日

※期間内の必着となります。

1 学童保育所の概要

- ・設置目的 市内に居住する小学校低学年児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。
- ・対象児童 小学校1年生から4年生までの児童(小金井市立東小学校、第三小学校の児童優先)
- ・保育時間 通常(月曜日から金曜日)・・・放課後から午後6時まで
学校休業日・・・・・・午前8時から午後6時まで
- ・延長保育時間 通常(月曜日から金曜日)及び学校休業日・・・午後6時から午後8時まで(学校休業日は午後7時)
- ・休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
年未年始(12月29日から翌年1月3日まで)

2 入所要件

(1) 入所の要件

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることが出来ない」とは、保護者が保育することが出来ない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後6時の時間帯に4時間以上あり、その日数が週4日以上(1か月に16日以上)あることをいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっているときや、心身が虚弱で学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

(3) 心身に障がいのある児童

入所については、次の各要件のいずれにも該当することが必要です。

- ①障がいの程度が知的障がいであらう愛の手帳3度又は4度を所持する児童、又は身体障がいであらう身体障害者手帳5級又は6級(7級の診断を含む)を所持する児童。内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童。専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。
- ②健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。
- ③通所に際しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※心身に障がいのある児童の入所についてはご相談ください。

※別に定める入所基準表に基づき、審査があります。

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともありますので、ご了承ください。

3 提出書類

下記書類(1)・(2)・(3)・(4)・(5)は、児童 1 人につき 1 組必要となります。

兄弟姉妹と合わせて申請を行う場合は、(3)及び(4)は児童 1 人に原本を添付し、兄弟姉妹には写しを添付すれば結構です。

※ 提出書類の受領証を希望される場合は、返送先を記載した返信用封筒に 84 円切手を貼り、下記書類と合わせてご提出ください。

- (1) **学童保育所入所申請書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)
- (2) **重要事項確認書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)
記載内容を確認し、☑を入れたうえ、署名したものを提出してください。
- (3) **保育の必要性を証明する書類等** (保護者(父・母)の書類が必要です。)

保育にあたれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉 就労証明書 (市の指定用紙)
	〈自営業の方〉 就労証明書 (市の指定用紙) ※ ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。なお、 <u>自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。</u> (例) 登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	身体障害者手帳 (写し)、愛の手帳 (写し)、専門医の診断書等
就学	在学証明書 (写し) ※公的な職業訓練校を含む。
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中 (求職活動のため外出を常態とする場合)	ハローワークカードの写、求職活動申告書のいずれか ※ <u>求職中を要件として入所する場合は、年度中に 1 回のみ、3 か月を限度に承認します。</u>
≪育児休業取得者及び取得予定者について≫ ※ 4 月 1 日時点で育児休業を取得する者は令和 6 年度内に必ず復職する必要があります。 ※ 育児休業の取得期間については、就労証明書の取得期間で確認をいたします。	

※状況により提出書類が異なりますので、ご相談ください。

- (4) **市・都民税課税標準額がわかる書類** (必要な方のみ)

市・都民税課税標準額を証明するため、保護者 (父母のみ) それぞれの方について下記①～③

のいずれか一つが必要です。ただし、令和 5 年 1 月 1 日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

①令和 5 年度市民税・都民税特別徴収税額通知書

(令和 5 年 6 月～ 8 月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。)

②令和 5 年度市民税・都民税納税通知書

※上記①か②の通知書がない方は、下記③の証明書 (令和 5 年 1 月 1 日に住所のあった区市町村で発行) が必要です。

③令和 5 年度市民税・都民税(非)課税証明書

- (5) **提出書類確認票** (児童1人につき1枚必要です。)

提出書類の欄に☑を入れ、他の提出書類と合わせてご提出ください。

4 育成料及び延長育成料

学童保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。

令和5年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料(月額)	延長育成料(月額)
500万円以上	9,000円	2,000円
300万円以上500万円未満	7,000円	2,000円
150万円以上300万円未満	5,000円	2,000円
150万円未満	3,000円	2,000円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無料	無料

5 申込方法

- (1) **郵送での受付**

«送付先住所» 〒184-0002 小金井市梶野町5-11-5 パピスプラザ 3階
メガロス東小金井学童クラブ担当者 宛

6 結果通知

入所承認・不承認を郵送にて通知いたします。

入所開始月の前月20日から月末にかけて通知し、個人面談を実施させていただきます。

7 入所承認の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します。

- ・入所の要件が無くなったとき。
- ・児童の出席が著しく悪いとき。
- ・休所期間（最長2か月）が経過し、なお児童が通所出来ないとき。
- ・正当な理由がなく育成料及び延長育成料を長期間滞納したとき。
- ・条例、規則等の規定に反したとき。
- ・その他野村不動産ライフ&スポーツ株式会社が特に入所を不相当と認めたとき。

8 延長保育について

保護者の就労等の理由により午後6時から午後8時（学校休業日は午後7時）までの時間に保育を受けることが出来ない児童を対象に延長保育を実施します。学童保育所の入所が承認されましたら、入所する学童クラブへ直接お申込みください。

9 その他

小金井市立東小学校と第三小学校には学童スタッフが徒歩でお迎えに伺います。

その他の小学校のお子様に関しては、個人での登所をお願い致します。

学童クラブに通いながらメガロス武蔵小金井店のスクールを一部受講が可能です。